

<b>項目名</b>	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ツ チケット不正転売禁止法の適切な運用	<b>担当省庁</b>	文部科学省、消費者庁、関係府省庁等
------------	--	-------------	-------------------

<b>施策概要</b>	<p>○ <b>文部科学省、消費者庁、関係府省庁等の取組</b></p> <p>興行入場券の適正な流通を確保するために、令和元年6月14日に施行された特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成30年法律第103号。以下「チケット不正転売禁止法」という。）の普及啓発を図る。消費者保護のための対応として、関係府省庁ウェブサイト等による消費者等への情報提供、注意喚起を行う。</p> <p>また、消費者からの相談に対応できるようにするため、消費生活相談員向けの研修等を実施する。</p>
-------------	--

<b>KPI・今後の取組予定</b>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>消費者等への情報提供・注意喚起の実施件数 消費生活相談員向け研修会等における説明の実施回数</p> <p><b>（目標）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者等への情報提供・注意喚起</li> <li>・消費生活相談員向け研修会等における説明を実施</li> </ul> <p><b>（定義）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係府省庁の情報提供等の実施件数の総計</li> <li>・関係府省庁の研修会等の実施回数の総計</li> </ul> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ <b>文部科学省、消費者庁、関係府省庁等の取組</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td>・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td>・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施 ・消費生活相談員向けの研修等の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施	令和3年度	・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施 ・消費生活相談員向けの研修等の実施	令和4年度	チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施										
令和3年度	・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施 ・消費生活相談員向けの研修等の実施										
令和4年度	チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施										
令和5年度											
令和6年度											

項目名	③ 不当な表示を一般的に制限・禁止する 景品表示法の厳正な運用 ア 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度の運用を含め、景品表示法を迅速かつ的確に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。また、課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直しを行う。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>景品表示法に基づく措置命令件数（都道府県によるものを含む。）及び課徴金納付命令件数並びに指導件数（令和元年度：措置命令件数 25 件、課徴金納付命令件数：9 件、都道府県による措置命令：10 件（令和元年 12 月末時点）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行</li> <li>・ 課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行</li> <li>・ 課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し</li> </ul>	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行</li> <li>・ 課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し</li> </ul>								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 ア 家庭用品の品質表示の普及啓発、適正な運用及び見直し	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>一般消費者の利益を保護するために、国民生活センターや消費者センター等の関係機関と連携し、説明会への講師派遣等を通じ、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の普及啓発活動を継続的に行うとともに、家庭用品の品質に関する表示の適正化に向けて適切に対応する。</p> <p>家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準の内容について、必要に応じて見直しを行う。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①説明会等の参加者数及び参加者アンケートにおける家表法に対する参加者の理解度</p> <p>②家庭用品品質表示に係る相談受付件数</p> <p>（目標）</p> <p>アンケートにおける家庭用品品質表示法に対する参加者の理解度を令和6年度までに90%以上とすることを旨とする。</p> <p>（定義）</p> <p>①消費者庁から職員を派遣した、家庭用品品質表示法に関する説明会等において実施したアンケートの結果</p> <p>②消費者庁における家庭用品品質表示法に関する相談受付件数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等	令和3年度	令和4年度	・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等									
令和3年度										
令和4年度	・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応									
令和5年度										
令和6年度										

項目名	④④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 イ 住宅性能表示制度の普及促進及び評価方法の充実 ※SDGs 関連：関連目標 7、11	担当省庁	国土交通省、 消費者庁
-----	--	------	----------------

書式変更: 文字間隔広く 0.1 pt

書式変更: 標準, インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字, 行間: 1 行, 行頭文字または番号を削除

書式変更: 文字間隔広く 0.45 pt

表の書式変更

書式変更: 文字の倍率: 100%, 文字間隔広く / 文字間隔狭く (なし), 文字の均等割り付け: なし

施策概要	○ 国土交通省、消費者庁の取組 住宅性能表示制度の普及推進、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】 説明会等実施回数（令和元年度：4回） （目標） 令和2年度においては説明会等における制度の周知を55回実施する。 （定義） 省エネ等良質な住宅・建築物の取得・改修に関する支援制度等説明会や評価員講習などの各種説明会等において、住宅性能表示制度について周知を行った回数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="6">説明会等において制度の周知を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="6">住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	説明会等において制度の周知を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
年度	取組内容																		
令和2年度	説明会等において制度の周知を実施																		
令和3年度																			
令和4年度																			
令和5年度																			
令和6年度																			
令和6年度																			
年度	取組内容																		
令和2年度	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実																		
令和3年度																			
令和4年度																			
令和5年度																			
令和6年度																			
令和6年度																			

表の書式変更

表の書式変更

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 ウ 省エネ性能表示の普及促進	担当省庁	国土交通省
-----	---	------	-------

- 書式変更: 文字間隔広く 0.1 pt, 文字の均等割り付け: 19.2 字
- 表の書式変更
- 書式変更: 文字の倍率: 100%
- 書式変更: 文字の倍率: 100%, 文字間隔広く 0.45 pt
- 書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字, 行間: 1 行
- 書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字
- 書式変更: インデント: 左 0 字

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>住宅・建築物・まちづくりの環境品質の向上（室内環境、景観への配慮等）と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示す「建築環境総合性能評価システム（CASBEE:Comprehensive Assessment System for Built Environment EffICIency）」の開発・普及を推進する。</p> <p>さらに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 36 条の規定に基づく省エネ基準適合認定マークや、同第 7 条の規定に基づく省エネ性能表示のガイドラインに従った「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS:Building-Housing Energy-effICIency Labeling System）」の普及促進を進めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号。以下「改正省エネ法」という。）により創設された建築士から建築主に対する省エネ基準への適否等の説明義務について周知を行う。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>説明会等実施回数（令和元年度：55 回）</p> <p>（目標）</p> <p>令和 2 年度においては説明会等における制度の周知を 55 回実施する</p> <p>（定義）</p> <p>省エネ等良質な住宅・建築物の取得・改修に関する支援制度等説明会などの各種説明会等において、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）や建築物省エネルギー性能表示制度及び改正省エネ法に基づく、建築士から建築主に対する省エネ基準への適否等の説明義務等について周知を行った回数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td rowspan="5">説明会等において制度の周知を実施</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	説明会等において制度の周知を実施	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	説明会等において制度の周知を実施								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

表の書式変更

項目名	④—④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善	担当省庁	警察庁
	エ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用		

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、指定建物錠の性能表示について検証を行うことにより制度の適正な運用の確保を図る。</p>
------	---

- 表の書式変更
- 書式変更: フォント: +本文のフォント (游明朝)
- 書式変更
- 書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>指定建物錠の性能表示の検証の実施状況 （令和2年1月に指定建物錠の性能表示についての検証を実施。（平成30年度は平成31年1月に実施））</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">指定建物錠の性能表示についての検証</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	指定建物錠の性能表示についての検証	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容							
令和2年度	指定建物錠の性能表示についての検証								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

表の書式変更

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 オ 医療機関のウェブサイトによる情報提供	担当省庁	厚生労働省、消費者庁
-----	---	------	------------

表の書式変更

書式変更: 文字の倍率: 100%, 文字間隔広く / 文字間隔狭く (なし), 文字の均等割り付け: なし

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字

施策概要	<p>○ 厚生労働省、消費者庁の取組</p> <p>美容医療を始めとした医療機関のウェブサイトの表示適正化のため、地方公共団体に対し「医療機関ホームページガイドライン」（平成24年9月28日）などの周知徹底依頼や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図ってきた。こうした中、美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、平成27年7月7日に消費者委員会から医療機関のウェブサイトに対する法的規制が必要である旨の建議（美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議）がなされたことを受け、医療機関に関する広告規制等の在り方について改めて検討し、平成28年に取りまとめ、第193回国会で医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）が成立した。</p>
------	--

同法の成立後、施行に向け、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」等における議論を踏まえ、省令等を改正（平成30年5月8日公布、令和元年同年6月1日施行）し、あわせて「医薬若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（以下「医療広告ガイドライン」という。）を策定した。今後は医療広告ガイドライン等の周知や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図る。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施する。

地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、医療広告ガイドライン等の効果の検証を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知する。

<p><b>KPI・今後の取組予定</b></p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>地方公共団体における医療広告に関する相談・苦情件数（うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数）（平成30年度：329件（77件））</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>医療広告に関する相談・苦情及び行政指導件数については、法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省、消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="2">・地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有	令和3年度	令和4年度	・地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応	令和5年度	令和6年度	・美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知
年度	取組内容										
令和2年度	・地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有										
令和3年度											
令和4年度	・地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応										
令和5年度											
令和6年度	・美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知										

表の書式変更

表の書式変更

<p><b>項目名</b></p>	<p>⑤ 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用</p> <p>ア 食品表示制度の適切な運用等</p>	<p><b>担当省庁</b></p>	<p>消費者庁、農林水産省</p>
-------------------	--	--------------------	-------------------

表の書式変更

**施策概要**

○ 消費者庁の取組

令和2年度から完全施行された食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく新たな食品表示制度について、適切な運用を図るとともに、消費者の更なる食品表示の活用に向け、戦略的な普及啓発のため、消費者に効果的に普及を行うことができる専門職と連携するとともに、多様な消費者層に応じた制度の普及に取り組む。また、栄養成分表示についての普及啓発を進め、健康づくりに役立つ情報源としての理解促進を図る。

特に食物アレルギーについては、食物アレルギーに対する社会的関心が高まっていることから、食物アレルギーを持つ消費者が安心して食品を喫食できるよう、アレルギー

ギー物質を含む食品に関する表示の充実を図るための措置を講ずることを目的として、おおむね3年おきに実施している実態調査の結果を基に表示対象品目の見直しを検討するとともに、正しくアレルギー表示が行われるように事業者に対し普及啓発を図る。

ゲノム編集技術応用食品については、食品がそれに該当するか知りたいという消費者ニーズがあるため、厚生労働省に届出されたゲノム編集技術応用食品であることが明らかな場合には、事業者に対し積極的に表示等の情報提供を行うよう働きかけを行う。一方、現段階では、国内外においてゲノム編集技術応用食品について取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であること、及びゲノム編集技術を用いたものが科学的な判別が困難であることを踏まえ、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に基づく表示の対象としないこととしている。このため、今後、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集も随時行った上で、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討することとする。また、ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて関係行政機関等と連携して消費者や事業者へ普及啓発を行う。

保健機能食品及び特別用途食品については、その制度を適切に運用するとともに、消費者及び事業者に対し、積極的な普及啓発を行い、理解促進を図る。

また、令和4年度に全面施行される加工食品の原料原産地表示制度、令和5年度に施行を迎える遺伝子組換え食品表示制度等についても、事業者が速やかに従前の制度から新しい制度に移行できるよう事業者団体、地方公共団体等が開催する講習会等を通じて事業者へ周知を図るとともに、消費者団体等と連携した食品表示制度セミナーを開催することにより、消費者への普及啓発を行い、理解促進を図る。

さらに、消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするため、食品表示の全体像に関する報告書（令和元年8月消費者委員会食品表示部会）を踏まえ、消費者の表示の利活用の実態等の現状把握を行うことを目的とした調査等を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。

#### ○ 農林水産省の取組

平成29年9月に施行された新たな加工食品の原料原産地表示については、引き続き、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る。

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①食品表示制度に関する消費者の理解度  <u>(表示制度：令和元年度の理解度 (%) / 令和元年度の目標値 (%))</u>  <u>期限表示：56.7/60.8、食品添加物：22.4/46.0、アレルギー：46.3/23.3、栄養成分表示：40.4/39.3、遺伝子組換え食品（分別流通生産管理）：12.5/34.1、遺伝子組換え食品（不分別）：8.9/34.1、原料原産地表示（対象品目）：12.1/52.5、原料原産地表示（対象原材料）：13.7/52.5、原料原産地表示（製造地表示）：18.2/52.5、原料原産地表示（又は表示）：12.7/52.5、原料原産地表示（大括り表示）：23.2/52.5、特定保健用食品：33.6/42.9、(令和元年度)、栄養機能食品 11.0/45.2、機能性表示食品：17.4/42.5</u></p> <p>②広報・周知の実施状況</p> <p>②食品表示基準等に関するウェブページへのアクセス数：7,110,019件（令和元年度）</p> <p>（目標）</p> <p>①食品表示制度に関する消費者の理解度を令和6年度までに目標値（※）に到達させることを目指す。  ※消費者意向調査において、食品表示制度を認知していると回答した者の割合と、各表示事項を参考にしていると回答した者の割合を掛け合わせた割合。</p> <p>②食品表示基準等に関するウェブページへのアクセス数が毎年度400万件以上を維持することを目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>①消費者意向調査における各表示事項への設問に対して、正しい選択肢を選んだ者の割合を理解度とする。</p> <p>②講師派遣、パンフレット配布、広報紙面掲載等の回数1年間の消費者庁ウェブサイトにおける食品表示基準等に関するウェブページへのアクセス数を集計する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示制度の適切な運用、消費者の更なる食品表示の活用に向けた戦略的な普及啓発の検討及び実施</li> <li>栄養成分表示の健康づくりへの活用に向けた普及啓発</li> <li>食物アレルギーの表示対象品目の見直しに向け、実態調査の結果等を踏まえた技術的検討の実施及び事業者が正しい表示を行うための普及啓発</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて関係行政機関等と連携した普及啓発</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示制度の適切な運用、消費者の更なる食品表示の活用に向けた戦略的な普及啓発の検討及び実施</li> <li>栄養成分表示の健康づくりへの活用に向けた普及啓発</li> <li>食物アレルギーの表示対象品目の見直しに向け、実態調査の結果等を踏まえた技術的検討の実施及び事業者が正しい表示を行うための普及啓発</li> </ul>	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて関係行政機関等と連携した普及啓発</li> </ul>
	年度	取組内容					
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示制度の適切な運用、消費者の更なる食品表示の活用に向けた戦略的な普及啓発の検討及び実施</li> <li>栄養成分表示の健康づくりへの活用に向けた普及啓発</li> <li>食物アレルギーの表示対象品目の見直しに向け、実態調査の結果等を踏まえた技術的検討の実施及び事業者が正しい表示を行うための普及啓発</li> </ul>						
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて関係行政機関等と連携した普及啓発</li> </ul>						
	<p>書式変更：インデント：左 1 字, 最初の行：0 字</p> <p>書式変更：隠し文字</p> <p>書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：2 字, 最初の行：-2 字</p> <p>書式変更：インデント：最初の行：2 字</p> <p>書式変更：インデント：最初の行：2 字</p> <p>書式変更：フォント：MS ゴシック</p>						

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示法改正に伴う食品の自主回収の届出制度の開始に向けた準備及び普及啓発（令和3年度まで）</li> <li>保健機能食品制度及び特別用途食品制度の適切な運用及び普及啓発</li> <li>事業者が速やかに新たな加工食品の原料原産地表示制度及び遺伝子組換え食品表示制度に移行するための周知活動（原料原産地表示制度は令和3年度まで、遺伝子組換え食品表示制度は令和4年度まで）</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺伝子組換え食品の公定検査法の確立に向けた検討（令和4年度まで）</li> <li>加工食品の原料原産地表示制度の導入効果の検証（令和6年度）</li> <li>食品表示の全体像に関する報告書を踏まえた消費者の表示の利活用の実態や問題点等を把握することを目的とした調査の実施（令和4年度まで）</li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示の全体像に関する報告書を踏まえた表示に関する調査等を踏まえに基づき、分かりやすく活用される食品表示の検討（令和6年度まで）</li> </ul>

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品関連事業者に対し、原料原産地表示制度の普及を図る（令和3年度まで）。</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示の適正化を確保するため、小売店舗等に対する巡回調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示の適正化を確保するため、小売店舗等に対する巡回調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置</li> </ul>
令和5年度	
令和6年度	

書式変更: フォント: 12 pt

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

表の書式変更

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

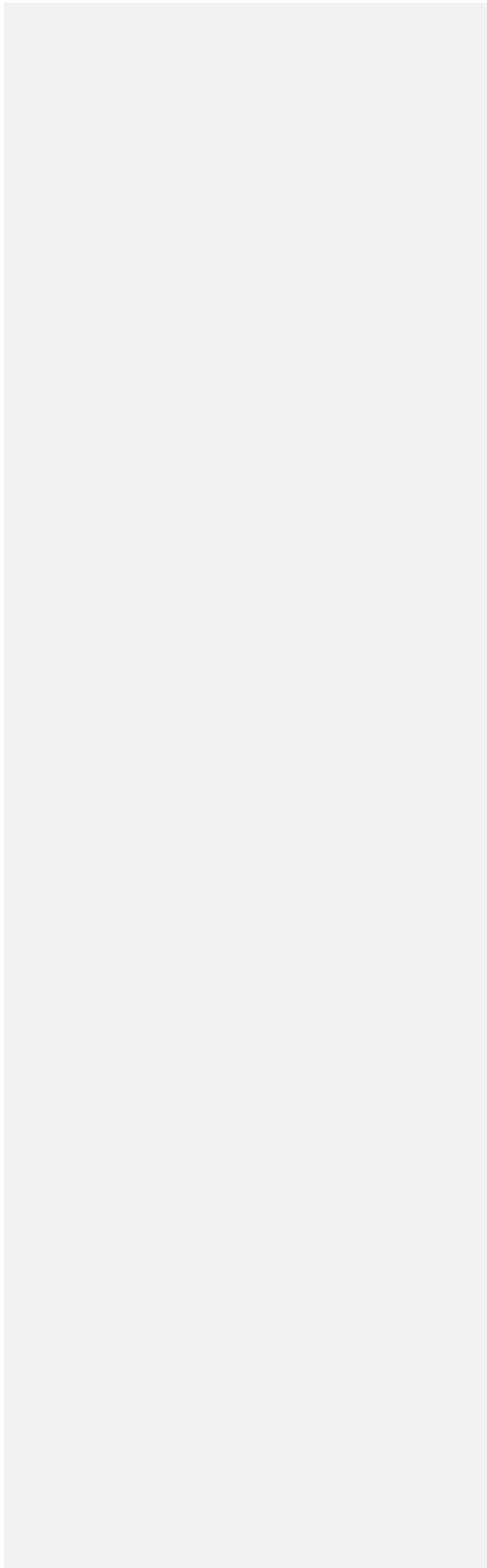
結合されたセル

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

分割されたセル

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字



項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 イ 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>食品の機能性等を表示する制度に関し、健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>事業者への措置件数 (令和元年度：改善要請件数 152 事業者 184 商品 (令和元年度 11 月末時点)) (定義) インターネットにおける健康食品等の虚偽誇大表示に対する改善要請件数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">食品の機能性等を表示する制度(健康食品を含む食品全般)に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	食品の機能性等を表示する制度(健康食品を含む食品全般)に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	食品の機能性等を表示する制度(健康食品を含む食品全般)に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 ウ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	担当省庁	消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省
-----	---	------	--------------------

表の書式変更

<p><b>施策概要</b></p>	<p><b>○ 消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省の取組</b></p> <p>食品表示に関する監視・取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（平成 19 年 12 月 17 日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承）に基づき、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、消費者庁、警察庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」を設置している。同会議は、これら関係機関の連携の下、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講ずるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進める。</p> <p>また、このような中央段階での連携の下、ブロックレベル、都道府県レベルで監視協議会を開催し、管区警察局、国税局（所）、地方農政局、都道府県（消費生活センター、警察等）等の地域の関係機関の連携及び情報共有を促進すること等により、関係法令に基づく効果的かつ効率的な執行を図る。</p> <p>監視対象品目が拡大し、その原材料の商流や物流も複雑化、広域化する中、原料原産地表示の違反を防止するため、消費者庁が関係法令を横断的に活用した監視体制をより一層強化し、関係機関が連携した検査体制の構築を図り、迅速な対応を行う。</p> <p><b>○ 国税庁の取組</b></p> <p>酒類については、市場に流通している酒類を小売販売場から買い上げ、表示事項の確認や成分等の理化学分析等を実施し、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施するなど表示の適正化を図る。</p> <p><b>○ 農林水産省の取組</b></p> <p>食品表示法に基づき、食品（酒類以外の品目）の品質事項については、農林水産省の地方農政局等職員による小売店舗等に対する巡回調査を実施し、監視・取締りの徹底を図る。</p> <p>また、消費者を欺まんする悪質な産地偽装等が跡を絶たない状況にあることから、こうした産地偽装等の監視・取締りを重点的に行うため、独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び民間分析機関による DNA 分析等の科学的手法を活用し、食品表示の適正化を確保する。</p>
--------------------	---

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: MS ゴシック

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ・食品表示法、景品表示法（食品表示に限る。）に基づく措置の実施状況
- ・生鮮食品の原産地の不適正表示率（平成30年度：0.4%）
- ・加工食品の義務表示事項の不適正表示率（平成30年度：1.8%）

【今後の取組予定】

○ 消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省の取組

年度	取組内容
令和2年度	食品表示連絡会議等を活用した関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援を通じた横断的な検査体制を構築し、迅速な対応を行う。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

書式変更: フォント: MS ゴシック

表の書式変更

○ 国税庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	酒類の表示の適正化を図るため、商品の買上げによる表示事項の確認や成分等の理化学分析等を行い、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置する。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

書式変更: フォント: MS ゴシック

表の書式変更

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和2年度	食品表示の適正化を確保するため、小売店舗等に対する巡回調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置する。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

書式変更: フォント: MS ゴシック

表の書式変更

項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 エ 米穀等の産地情報の伝達の適正化	担当省庁	農林水産省、国税庁、消費者庁
-----	---	------	----------------

施策概要	<p>○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組</p> <p>米トレーサビリティ法に基づき、米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の産地情報の伝達の適正化を図る。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米及び米加工品（酒類を除く。）に関する産地情報伝達の適正実施率（平成30年度の集計値：98.4%）</li> <li>・酒類に関する産地情報伝達の適正実施率（平成30年度の集計値：97.6%）</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ア 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進 による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	担当省庁	警察庁、総務省、金融庁
-----	---	------	-------------

施策概要	<p>○ 警察庁、総務省、金融庁の取組</p> <p>特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として策定された「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、<del>みや架空請求</del>や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、不正に取得された携帯電話等に係る役務提供拒否のための事業者に対する情報提供、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。</p> <p>特殊詐欺に利用された固定電話番号については、警察からの要請があった場合に、電気通信事業者において、その利用を停止するなどの取組を行う。</p> <p>様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。</p> <p>金融機関に対し、特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止のための取組を一層促進する。</p> <p>また、同様の観点から、金融機関における特殊詐欺への対応状況の検証を行う。</p> <p>金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。</p>
------	--

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b> 架空請求詐欺及び金融商品等取引名目の認知・検挙状況 ※令和元年の認知・検挙状況（令和元年暫定値）</p> <p>①認知状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・架空請求詐欺：認知件数：3,546件（前年同期比-1,298件）、被害額：97.6億円（前年同期比-40.8億円）（平成30年：認知件数4,844件、被害額138.4億円）</li> <li>・金融商品等取引名目の特殊詐欺：認知件数27件（前年同期比-19件）、被害額1.9億円（前年同期比-0.7億円）（平成30年：認知件数46件、被害額：2.7億円）</li> </ul> <p>②検挙状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・架空請求詐欺：検挙件数：1,386件（前年同期比+115件）、検挙人員：630人（前年同期比+4人）（平成30年：検挙件数1,271件、検挙人員626人）</li> <li>・金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：28件（前年同期比-12件）、検挙人員：24人（前年同期比-16人）（平成30年：検挙件数40件、検挙人員40人）</li> </ul> <p><b>【今後の取組予定】</b> ○ 警察庁、総務省、金融庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・犯行ツール対策の推進</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り	令和3年度	・犯行ツール対策の推進	令和4年度	・特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進	令和5年度	・特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等
年度	取組内容										
令和2年度	・架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り										
令和3年度	・犯行ツール対策の推進										
令和4年度	・特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進										
令和5年度	・特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等										

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り イ 「架空請求対策パッケージ」の推進等 による被害防止	担当省庁	消費者庁、警察庁、 金融庁、法務省、経 済産業省
-----	---	------	--------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、警察庁、金融庁、法務省、経済産業省の取組</p> <p>「架空請求対策パッケージ」（平成30年7月22日消費者政策会議決定）及び「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）の枠組みを基に、以下の取組を推進。</p> <p>①悪質事業者から消費者への接触防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迷惑電話防止機能を有する機器の活用の有効性を周知するとともに、そうした機器の普及を促進。</li> <li>・架空請求事案について、被害の発生や拡大に関する情報を得たときは、消費者安全法に基づく調査を行い、具体的な事業者の名称を挙げた注意喚起を実施することにより、被害の拡大防止を図る。</li> </ul> <p>②消費者から悪質事業者への連絡防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省の名称等をかたる架空請求について、消費者を被告とする訴状に関する通知の真偽を判別するポイントを含め、対処方法をウェブサイトに掲載。</li> <li>・啓発資料の作成、SNSによる発信、関係府省庁等による取組を集約した特設サイトの開設等による注意喚起を実施（家族の絆を強めて、家族間で平素から連絡を取り合うことで被害を防止していこうという社会的気運の醸成等を目指した広報啓発活動の展開、架空請求の防止に向けて民間団体等の協力を得て周知を行うこと等を含む。）。</li> <li>・架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起を実施。</li> </ul> <p>③消費者による悪質事業者への支払の防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関に対し、架空請求を含む特殊詐欺被害の発生防止に関する行員研修及び訓練の実施、従業員からの声掛け強化、高齢者のATM利用制限及び高額な払戻しに係る全件通報など、被害防止に向けた金融機関の取組を促進。</li> <li>・業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会等）を通じ、コンビニエンスストアにおけるレジ画面や複合端末画面での注意喚起内容の充実その他の取組の実施を要請等。</li> </ul>
------	---

書式変更: インデント: 左 0 字

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 →支払をした後に寄せられた架空請求に関する消費生活相談件数										
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、警察庁、金融庁、法務省、経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・架空請求個別事案の調査・法的措置</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="2">・多様な方法による注意喚起の実施(法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・業界団体(一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会)を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の依頼等</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・架空請求個別事案の調査・法的措置	令和3年度	・多様な方法による注意喚起の実施(法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等)	令和4年度	令和5年度	・架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	・架空請求個別事案の調査・法的措置										
令和3年度	・多様な方法による注意喚起の実施(法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等)										
令和4年度											
令和5年度	・架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施										
令和6年度	・業界団体(一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会)を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の依頼等										

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: フォント: MS ゴシック

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ウ 被害の拡大防止を意識した悪質商法 事犯の取締りの推進	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）は、多大な被害をもたらすものであることから、関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯の早期把握に努めるとともに、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進等による早期事件化により、被害の拡大防止を図る。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>悪質商法事犯の取締状況</p> <p>※平成30年令和元年の取締り状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利殖勧誘事犯：41 事件、検挙人員：<u>123176</u> 人</li> <li>・特定商取引等事犯：<u>120132</u> 事件、検挙人員：<u>227230</u> 人</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り エ 生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行ツール対策の推進	担当省庁	警察庁、関係府省庁等
-----	--	------	------------

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>生活経済事犯の多くで、預貯金口座や携帯電話等に係るサービスが悪用されていることから、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する携帯電話契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策を推進する。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>情報提供、解約要請等の実施状況</p> <p>※平成30年令和元年の情報提供、解約要請等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供件数：15,92411,881件</li> <li>携帯電話契約者確認の求めを行った件数：2,6121,955件</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り オ 偽造キャッシュカード等による被害 の拡大防止等への対策の推進	担当省庁	金融庁、警察庁
-----	--	------	---------

施策概要	<p>○ 金融庁、警察庁の取組</p> <p>偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <p>金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IC キャッシュカード対応 ATM が全体の ATM に占める割合</li> <li>・ 生体認証機能付 IC キャッシュカード対応 ATM が全体の ATM に占める割合</li> <li>・ IC キャッシュカード導入済金融機関</li> <li>・ 生体認証機能付 IC キャッシュカード導入済金融機関</li> <li>・ 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関</li> <li>・ 法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁、警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関への注意喚起の実施</li> <li>・ 各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関への注意喚起の実施</li> <li>・ 各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関への注意喚起の実施</li> <li>・ 各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進</li> </ul>								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り カ ヤミ金融事犯の取締りの推進	担当省庁	警察庁
-----	--------------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>ヤミ金融事犯については、健全な経済生活を脅かす悪質な事犯であり、また暴力団の資金源となる場合もあることから、当該事犯の徹底した取締りのほか、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等により、被害の予防を図る。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>▲【KPI】</p> <p>ヤミ金融事犯の取締り状況（ヤミ金融事犯：718639事件（平成30-令和元年度）、検挙人員：814724人（平成30-令和元年度））</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・ヤミ金融事犯の徹底した取締り</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・ヤミ金融事犯の徹底した取締り	令和3年度	・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供	令和4年度	・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供	令和5年度	・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防
年度	取組内容										
令和2年度	・ヤミ金融事犯の徹底した取締り										
令和3年度	・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供										
令和4年度	・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供										
令和5年度	・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防										

書式変更: フォント: MS ゴシック

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り キ フィッシング対策の推進	担当省庁	警察庁、総務省
-----	------------------------------------	------	---------

施策概要	<p>○ 警察庁、総務省の取組</p> <p>不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング罪の取締りを推進する。また、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じ、フィッシング被害防止対策を推進する。</p> <p>総務省では、フィッシング対策にも有効な技術的対策の一つとして、受信者が受け取った電子メールについて、当該電子メールの送信者の情報が詐称されている（送信者になりすましている）か否かを確認可能とする「送信ドメイン認証技術」の普及促進に取り組んでおり、迷惑メール対策に関わる関係者が幅広く参画し、関係者による効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的として設立された「迷惑メール対策推進協議会」と連携し、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を策定・公表（平成23年8月に第2版を公表）している。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィッシング罪の取締り状況（フィッシング罪（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条違反））の検挙件数：2件（令和元年）</li> <li>・「迷惑メール対策推進協議会」と連携した「送信ドメイン認証技術」の普及促進状況</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁、総務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング罪の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング罪の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング罪の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ク ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>各都道府県警察等から集約した、海外の偽サイト等に関する URL 情報等を、ウイルス対策ソフト事業者等に提供し、当該サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示を行うなどの対策を推進する。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>海外の偽サイト等に関する URL 情報等のウイルス対策ソフト事業者等への提供（令和元年：16,508 件）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ケ インターネットオークションに係 る犯罪の取締り等	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起を実施する。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>インターネットオークションに係る犯罪の取締り状況 ※インターネットオークション詐欺の検挙件数：157件（令和元年）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り コ 模倣品被害の防止 ※SDGs 関連: 関連目標 17	担当省庁	消費者庁、警察庁、 財務省、総務省、農 林水産省、経済産業 省、関係府省庁等
-----	--	------	---

施策概要	<p>○ 消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係府省庁等の取組</p> <p>越境取引やインターネット取引などでの模倣品被害を防止するため、関係行政機関が連携して取締りの強化等を行うとともに、取引の関係者にも協力を呼び掛ける。</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>官民連携の農林水産知的財産保護コンソーシアム(委託事業)を通じて、我が国農林水産物・食品の模倣品に係る現地調査やインターネットによる監視等を実施し、地理的表示の登録生産者団体や都道府県等関係団体に情報提供する。また、地理的表示の侵害については、補助事業を通じて、海外における知的財産の保護・侵害対策を支援する。</p>
------	--

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>①模倣品を扱っている可能性のあるインターネットの通信販売サイトについて特定商取引法の遵守状況について調査を行い、同法違反の疑いがある同業者に対して改善指導を行う。</p> <p>※調査件数：154件（令和2年3月31日現在）（平成30年度109件） うち、99件（令和2年3月31日現在）（平成30年度93件）に改善指導を実施。</p> <p><b>（目標）</b> 違反行為には厳正に対処。</p> <p><b>（定義）</b> インターネット通信販売等の模倣品を扱っている疑いのある通信販売業者の特定商取引法の遵守状況の調査（委託事業）を行い、同法違反の疑いがある同業者に対して消費者庁が改善指導を行った件数。</p> <p>②模倣品被害の取締り状況</p> <p>※平成30年の取締り状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商標権侵害事犯：309事件、検挙人員：364人</li> <li>・著作権侵害事犯：169事件、検挙人員：205人</li> </ul> <p>③全国の税関における知的財産侵害物品の差止状況</p> <p>※令和元年の取締り状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入差止件数：23,934件</li> <li>・輸入差止点数：1,018,880点</li> </ul> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">模倣品の取締りと取引関係者への協力要請</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	模倣品の取締りと取引関係者への協力要請	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	模倣品の取締りと取引関係者への協力要請								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

書式変更: 標準, インデント: 左 0 字, 最初の行: 2 字

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: インデント: 最初の行: 2 字

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り サ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等	担当省庁	金融庁、財務省
-----	---	------	---------

施策概要	<p>○ 金融庁、財務省の取組</p> <p>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づく返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。</p>												
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>被害者への返金額</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁、財務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度		令和3年度	・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底	令和4年度	・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進	令和5年度		令和6年度	
年度	取組内容												
令和2年度													
令和3年度	・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底												
令和4年度	・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進												
令和5年度													
令和6年度													

項目名	⑦ 計量・規格の適正化 ア JIS 規格等の国内・国際標準化施策の 実施	担当省庁	経済産業省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>消費者の日本産業規格（JIS）開発審議への参加を効率的に促進するために「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施する。また、国の審議会である日本産業標準調査会に消費者代表が参加し、消費者の立場から国内の標準化・認証に関する審議を実施する。</p>									
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>セミナー実施回数及び参加人数（令和元年度：<del>17回（予定）</del>実施回数18回、参加人数1,179名）</p> <p>日本産業標準調査会 各専門委員会開催回数（令和元年度：<del>4356回（予定）</del>）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施、 日本産業標準調査会への消費者代表の参加</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="4">日本産業標準調査会への消費者代表の参加</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施、 日本産業標準調査会への消費者代表の参加	令和3年度	日本産業標準調査会への消費者代表の参加	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施、 日本産業標準調査会への消費者代表の参加									
令和3年度	日本産業標準調査会への消費者代表の参加									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

項目名	⑦ 計量・規格の適正化 イ 新たなJASの検討及び国際標準化施策の推進 ※SDGs 関連：関連目標8、10、12、14	担当省庁	農林水産省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 農林水産省の取組</p> <p>食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともにJASの国際規格化や海外への浸透・定着を図る。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>新たなJASの制定件数（令和2年3月31日時点：13件）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともにJASの国際規格化や海外への浸透・定着を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともにJASの国際規格化や海外への浸透・定着を図る。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格（JAS）を制定するとともにJASの国際規格化や海外への浸透・定着を図る。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑧ 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 ア 競争政策の強力な実施のための各種対応	担当省庁	公正取引委員会
-----	--	------	---------

施策概要	<p>○ 公正取引委員会の取組</p> <p>一般消費者の利益の確保のため、独占禁止法等に基づき、競争政策を強力に実施する。また、価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に実施し、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能強化を図る。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法的措置の実施件数</li> <li>・企業結合審査の実施状況</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 公正取引委員会の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">価格カルテル・入札談合等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	価格カルテル・入札談合等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	価格カルテル・入札談合等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

表の書式変更

項目名	⑧ 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 イ 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	担当省庁	消費者庁、消費者委員会、経済産業省、国土交通省、公共料金所管府省庁
-----	---	------	-----------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管府省庁の取組</p> <p>各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者庁では、経済産業省による電気経過措置料金解除に関する検討を受けて、消費者の利益の擁護及び増進等の観点から留意すべき事項について検討するため、消費者委員会へ付議し、消費者委員会意見を踏まえ、経済産業省に対し、経過措置料金解除の判断等に関する意見を述べた。こうした意見を踏まえ、経過措置料金の存続が妥当とされたが、電気の経過措置料金規制解除が消費者の生活にもたらす影響は非常に大きいことから、引き続き、検討状況を注視し、必要に応じて、消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。</p> <p>○ 消費者委員会の取組</p> <p>電力・ガスについて、電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除についての意見表明を行ってきたところ、その後の状況等を踏まえ、必要に応じて意見表明を検討する。</p> <p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p> <p>電力託送料金について、経済産業省が一般送配電事業者の収支状況（託送収支）などについて、定期的に事後評価を行ってきたところ、消費者庁は、消費者保護の観点から、必要に応じて、経済産業省に対して意見を述べる。ガス料金についても、同様の対応を検討する。</p> <p>また、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、消費者保護の観点から事後監視を実施し、合理的でない値上げなどがなされないよう注視する。</p> <p>○ 国土交通省、消費者庁、消費者委員会の取組</p> <p>令和元年10月に実施した北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定については、物価問題に関する関係関係会議での決定事項を踏まえ、国土交通省において同社の長期経営ビジョン等に基づく取組を丁寧に検証し、その確実な実施のために必要な指導、助言を行うとともに、需要の変化について注視すること等の対応を行い、消費者庁及び消費者委員会において国土交通省による当該対応状況等について検証を行う。</p>
------	--

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: グリッドへ配置しない

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】							
	公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた取組状況							
	【今後の取組予定】							
	○ 消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁の取組							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度	取組内容							
令和2年度	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施							
令和3年度								
令和4年度								
令和5年度								
令和6年度								
○ 消費者庁の取組								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容							
令和2年度	電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。							
令和3年度								
令和4年度								
令和5年度								
令和6年度								
○ 消費者委員会の取組								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容							
令和2年度	電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。							
令和3年度								
令和4年度								
令和5年度								
令和6年度								
○ 消費者庁、経済産業省の取組								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">電気やガス料金について、消費者保護の観点から、費用負担の在り方について検討するとともに、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、事後監視を実施する。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	電気やガス料金について、消費者保護の観点から、費用負担の在り方について検討するとともに、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、事後監視を実施する。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容							
令和2年度	電気やガス料金について、消費者保護の観点から、費用負担の在り方について検討するとともに、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、事後監視を実施する。							
令和3年度								
令和4年度								
令和5年度								
令和6年度								

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: (英) MS ゴシック

○ 消費者庁、消費者委員会、国土交通省の取組

年度	取組内容
令和2年度	北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定について、国土交通省において同社の長期経営ビジョン等に基づく取組を丁寧に検証し、その確実な実施のために必要な指導、助言を行うとともに、需要の変化について注視すること等の対応を行い、消費者庁及び消費者委員会において国土交通省による当該対応状況等について、必要なデータ等が整い次第、令和5年度までに検証を行う。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	—

書式変更: フォント: MS ゴシック

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ア 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>悪質な通信販売事業者に対して、特定商取引法に違反する事実が認められた場合には、迅速かつ厳正に対処する。また、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売に係る特定商取引法の周知・啓発を実施するほか、通信販売事業者に対し、不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し、ウェブサイトの削除等を促す。</p> <p>また、通信販売広告の監視強化のため、関係団体との情報交換を機動的に実施する。</p>										
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>改善指導（令和2年3月31日現在：1,023件、平成30年度1,459件）</p> <p>特定商取引法による行政処分件数：（令和2年3月31日現在：5件（業務停止命令：1件、指示：3件、業務禁止命令：1件）、平成30年度：4件（業務停止命令：1件、指示：1件、業務禁止命令：2件））</p> <p>（目標）</p> <p>悪質事案に対して迅速かつ厳正に対処 特定商取引法等の厳正かつ適切な執行</p> <p>（定義）</p> <p>インターネット通信販売及びテレビ通信販売の運営事業者等の特定商取引法の遵守状況の調査（委託事業）を行い、同法違反の疑いがある事業者に対して消費者庁が改善指導を行った件数。</p> <p>特定商取引法による行政処分件数は法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したもの。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="3">・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・通信販売広告に関する関係団体との意見交換</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度		令和3年度	・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行	令和4年度	令和5年度	令和6年度	・通信販売広告に関する関係団体との意見交換
年度	取組内容										
令和2年度											
令和3年度	・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行										
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度	・通信販売広告に関する関係団体との意見交換										

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 イ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	担当省庁	総務省、消費者庁
-----	--	------	----------

施策概要	<p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）に基づき、行政処分や行政指導の実施により、同法に違反する特定電子メールに起因した消費者被害を削減する。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>警告メール（行政指導）：令和元年度 <del>（令和2年3月25日現在）</del> 約5,700 約6,000件、平成30年度 約5,700件</p> <p>措置命令（行政処分）：令和元年度 <del>（令和2年3月25日現在）</del> 0件、平成30年度 0件</p> <p>（目標）</p> <p>行政処分や行政指導の実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害の削減に努める。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="6">特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
令和6年度										

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ウ 迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	担当省庁	総務省
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>迷惑メール追放のための官民連携施策として、迷惑メール対策に取り組む民間事業者等と連携し、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>送信元プロバイダへの通知（令和元年度：約 <del>3,500件</del>（令和元年11月1日現在） <del>5,600件</del>、平成30年度：約8,900件）</p> <p>（目標）</p> <p>迷惑メール追放支援プロジェクトの実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害の削減を目指す。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="6">迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
令和6年度										

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 エ インターネット上の消費者トラブルへの対応	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	---	------	-------------

表の書式変更

施策概要	○ 消費者庁の取組 インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等を実施する。また、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等で、インターネット上で新たに発生しつつある課題を共有し、事業者等による機動的な取組を促すため、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>調査報告書（消費者庁ウェブサイト）へのアクセス件数 （目標）</p> <p>調査報告書へのアクセス件数増加に伴う普及啓発 （定義）</p> <p>消費者庁ウェブサイトにおける調査報告書 URL へのアクセス件数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">・インターネット消費者取引連絡会の開催等</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施	令和3年度	令和4年度	・インターネット消費者取引連絡会の開催等	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施									
令和3年度										
令和4年度	・インターネット消費者取引連絡会の開催等									
令和5年度										
令和6年度										

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

表の書式変更

書式変更: 左揃え

書式変更: 左揃え

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 オ 電気通信サービスにおける広告表示等の適正化	担当省庁	総務省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」を踏まえ、適切な広告表示がなされるよう関係事業者における取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>協議会におけるガイドラインを踏まえた広告表示等の検証状況 (目標)</p> <p>協議会におけるガイドラインの運用及びその改定に係る検討並びに事業者等による広告の自主的なチェックの状況を注視し、関係事業者による適切な広告表示に向け、行政として必要に応じた対応を行う。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度	・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。									
令和6年度										

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 カ 電子商取引環境整備に資するルール整備	担当省庁	経済産業省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p><u>学識経験者、関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改訂等すること</u>を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備し、また、事業者や関係府省庁等と適宜意見交換を実施する。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂状況</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 キ 個人情報保護法の適切な運用	担当省庁	個人情報保護委員会
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 個人情報保護委員会の取組</p> <p>個人情報の適正な取扱いの確保によって、個人の権利利益の保護を図りつつデータ流通の円滑化を図るため、法律・政令・規則・ガイドライン等の周知・啓発を含めた各種政策を実施する。</p> <p>また、<u>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年個人情報保護法改正法律第 65 号）に設けられた「いわゆる 3 年ごと見直し」に関する規定（附則第 12 条において、同法の施行後 3 年ごとに、改正個人情報保護法の施行状況について検討を加え、また 3 年を目途として個人情報保護委員会の所掌事務の改善について）に基づき、検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を行い、改正法案を講ずるものとされていることを踏まえ、個別の項目について検討を加え、第 201 回通常国会に提出し、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）（令和 2 年法律第 44 号）が成立した。</u></p> <p><u>同法公布後 2 年以内の施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、仮名加工情報の加工基準に関する規定や利用停止等の請求に関する具体的事例等を提出した。盛り込んだ政令・規則・ガイドラインの整備を進めるとともに、同法の周知広報に取り組む。</u></p>
------	---

表の書式変更

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>個人情報保護制度に関する説明会等の実施状況</p> <p>(目標)</p> <p>説明会において匿名加工情報の活用事例の紹介等の情報発信を行い、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用環境の向上を図る。</p>											
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 個人情報保護委員会の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>改正法案の令和2年の通常国会への提出。<u>法律の審議状況・施行に関する状況を踏まえた各種施策の実施及び政令・規則等の検討の実施</u></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td><u>政令・規則等の検討</u>や個人情報保護法制の周知・啓発を含めた政策を実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	改正法案の令和2年の通常国会への提出。 <u>法律の審議状況・施行に関する状況を踏まえた各種施策の実施及び政令・規則等の検討の実施</u>	令和3年度	<u>政令・規則等の検討</u> や個人情報保護法制の周知・啓発を含めた政策を実施	令和4年度		令和5年度	法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施	令和6年度
年度	取組内容											
令和2年度	改正法案の令和2年の通常国会への提出。 <u>法律の審議状況・施行に関する状況を踏まえた各種施策の実施及び政令・規則等の検討の実施</u>											
令和3年度	<u>政令・規則等の検討</u> や個人情報保護法制の周知・啓発を含めた政策を実施											
令和4年度												
令和5年度	法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施											
令和6年度												

項目名	<p>⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立</p> <p>ク マイナンバー制度の周知と適正な運用等</p>	担当省庁	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等
-----	--	------	--------------------------

施策概要	<p>○ 内閣府、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等の取組</p> <p>マイナンバーカードの健康保険証利用の本格的な運用が令和3年3月から開始されること等を踏まえ、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得への注意喚起のため、平成27年12月に関係府省庁等が共同で作成・公表した資料の周知を引き続き進めるとともに、当該制度に関する正しい周知・広報を引き続き実施する。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得についての注意喚起資料の更新（毎年度1回程度実施）及び周知（4半期に1回程度、関係府省庁等の公式SNSを活用する等により実施）</p>								
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 内閣府、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="6">関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									
令和6年度									

(3) 「~~「ぜい弱性」~~や「~~生きづらさ」~~等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進推進

書式変更: 行間: 最小値 1 pt, グリッドへ配置しない

項目名	① 成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	担当省庁	法務省、消費者庁、金融庁、文部科学省、経済産業省、関係府省庁等
-----	-------------------------	------	---------------------------------

<p><b>施策概要</b></p>	<p><b>○法務省、消費者庁、金融庁、文部科学省、経済産業省、関係府省庁等の取組</b>  成年年齢下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進する。</p> <p><b>○法務省の取組</b>  成年年齢下げに関連して生ずる様々な影響を把握するため、国民への浸透度等の調査を行い、その結果を活用して、効果的な広報・周知の媒体や方法につき検討するとともに、消費者教育を始めとした環境整備の施策にいかす。  令和元年度における具体的取組（今後実施予定のものを含む。）は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者との意見交換会の実施</li> <li>・成年年齢下げに関する SNS (Twitter) の開設</li> <li>・成年年齢下げをテーマとするポスターコンテストの実施</li> <li>・成年年齢下げに関する YouTube 掲載動画の作成</li> <li>・政府広報と連携し、広報番組やラジオ番組の発信</li> </ul> <p><b>○金融庁、経済産業省の取組</b>  <u>事業者による若者に対する返済能力や支払可能見込額の調査を一層適切に行うため行われるよう、業界団体と協力・連携して、事業者の若者に対する貸付け等の実態や自主的な取組状況、今後の方針等を把握するための調査を実施し、その結果を検証して、得られた優良事例の公表や事業者へのフィードバック等を通じて、効果的な取組を推進する。</u></p> <p><b>○消費者庁の取組</b>  <u>「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定（平成30年7月12日改定））に基づき、平成30年度から令和2年度までの3年間を集中強化期間として、実践的な消費者教育を推進する。集中強化期間終了後も高校等での実践的な消費者教育を推進する。</u></p>
--------------------	---

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】											
	・成年年齢引下げの国民への浸透の状況の向上											
	・成年年齢引下げの当事者である若年者を中心とする層への広報、周知の実施状況											
	【今後の取組予定】											
	○法務省、消費者庁、金融庁、文部科学省、経済産業省、関係府省庁等の取組											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において工程表を作成する等の取組を通じた総合的かつ効果的な施策の推進（若年者に対する適切な与信審査に関する取組を含む。）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において工程表を作成する等の取組を通じた総合的かつ効果的な施策の推進（若年者に対する適切な与信審査に関する取組を含む。）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	—	令和6年度	—	
	年度	取組内容										
	令和2年度	成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において工程表を作成する等の取組を通じた総合的かつ効果的な施策の推進（若年者に対する適切な与信審査に関する取組を含む。）										
	令和3年度											
	令和4年度											
令和5年度	—											
令和6年度	—											
○法務省の取組												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者との意見交換会の実施</li> <li>・成年年齢引下げ SNS (Twitter)、特設ウェブサイト等における情報発信</li> <li>・広報番組やラジオ番組の発信</li> <li>・成年年齢引下げの浸透度調査</li> </ul>           その他、成年年齢引下げの周知に必要な施策を実施         </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>上記施策の進捗を踏まえ、令和4年4月1日に施行される成年年齢引下げに関する環境整備を推進するため、必要な施策を引き続き実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者との意見交換会の実施</li> <li>・成年年齢引下げ SNS (Twitter)、特設ウェブサイト等における情報発信</li> <li>・広報番組やラジオ番組の発信</li> <li>・成年年齢引下げの浸透度調査</li> </ul> その他、成年年齢引下げの周知に必要な施策を実施	令和3年度	上記施策の進捗を踏まえ、令和4年4月1日に施行される成年年齢引下げに関する環境整備を推進するため、必要な施策を引き続き実施	令和4年度	—	令和5年度	—	令和6年度	—
年度	取組内容											
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者との意見交換会の実施</li> <li>・成年年齢引下げ SNS (Twitter)、特設ウェブサイト等における情報発信</li> <li>・広報番組やラジオ番組の発信</li> <li>・成年年齢引下げの浸透度調査</li> </ul> その他、成年年齢引下げの周知に必要な施策を実施											
令和3年度	上記施策の進捗を踏まえ、令和4年4月1日に施行される成年年齢引下げに関する環境整備を推進するため、必要な施策を引き続き実施											
令和4年度	—											
令和5年度	—											
令和6年度	—											
○消費者庁の取組												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・若年層への実践的な消費者教育の実施（アクションプログラムに基づき、全国での実践的な消費者教育を促進）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップ</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>を行い、必要な施策を実行。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・若年層への実践的な消費者教育の実施（アクションプログラムに基づき、全国での実践的な消費者教育を促進）	令和3年度	・若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップ	令和4年度	を行い、必要な施策を実行。	令和5年度	—	令和6年度	—
年度	取組内容											
令和2年度	・若年層への実践的な消費者教育の実施（アクションプログラムに基づき、全国での実践的な消費者教育を促進）											
令和3年度	・若年層への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップ											
令和4年度	を行い、必要な施策を実行。											
令和5年度	—											
令和6年度	—											

項目名	② 認知症施策の推進	担当省庁	厚生労働省、消費者庁
-----	------------	------	------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省、消費者庁の取組</p> <p>認知症施策推進大綱（令和元年6月認知症施策推進関係閣僚会議取りまとめ）に基づき、消費生活相談員など、認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される者に対する認知症サポーターの養成促進を始めとする認知症に関する理解促進、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制の構築推進、地域支援体制の強化、事業者による認知症等に関する取組が消費者志向経営の観点から意欲的・先導的と認められた場合に表彰する優良事例表彰の実施等を通じ、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることの実現を図る。</p>
------	--

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①企業・職域型の認知症サポーター養成数  (現状) 252万人(令和元年12月末現在)  (目標) 令和7年までに400万人とすることを旨とする。  (定義) 養成講座の実施機関である全国キャラバン・メイト連絡協議会の集計による。</p> <p>②本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ等)を整備  (現状) チームオレンジは、令和元年度からの新規事業。  (目標) 令和7年までに全市町村へチームオレンジ等を整備。  (定義) 実施状況調査を行い、取組状況を把握する。</p> <p>③消費者安全確保地域協議会の設置  (現状) 7/47都道府県で達成済み(令和2年3月末現在)  (目標) 地方消費者行政強化作戦2020  &lt;政策目標4&gt;高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実  消費者安全確保地域協議会の設置  県内人口カバー率50%以上  (定義) 県人口に占める県内の協議会設置市町村の人口の合計の割合</p>											
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・関係府省庁等の連携の下、認知症サポーターの養成の継続(令和元年11月、消費者庁から各都道府県・指定都市消費者行政担当課に対し、「認知症サポーター」養成講座の受講推奨)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・認知症の人と関わる機会が多い職種等(小売業・金融業・公共交通機関等)を対象にした養成講座の拡大</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・市町村等による支援チーム(チームオレンジ)づくりの手引きの周知、研修、支援現場で活用できる教材の作成、好事例の横展開等を実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消費者志向経営に関する取組予定は、別途整理するところによる。</p>	年度	取組内容	令和2年度	・消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援	令和3年度	・関係府省庁等の連携の下、認知症サポーターの養成の継続(令和元年11月、消費者庁から各都道府県・指定都市消費者行政担当課に対し、「認知症サポーター」養成講座の受講推奨)	令和4年度	・認知症の人と関わる機会が多い職種等(小売業・金融業・公共交通機関等)を対象にした養成講座の拡大	令和5年度	・市町村等による支援チーム(チームオレンジ)づくりの手引きの周知、研修、支援現場で活用できる教材の作成、好事例の横展開等を実施	令和6年度
年度	取組内容											
令和2年度	・消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援											
令和3年度	・関係府省庁等の連携の下、認知症サポーターの養成の継続(令和元年11月、消費者庁から各都道府県・指定都市消費者行政担当課に対し、「認知症サポーター」養成講座の受講推奨)											
令和4年度	・認知症の人と関わる機会が多い職種等(小売業・金融業・公共交通機関等)を対象にした養成講座の拡大											
令和5年度	・市町村等による支援チーム(チームオレンジ)づくりの手引きの周知、研修、支援現場で活用できる教材の作成、好事例の横展開等を実施											
令和6年度	・消費者安全確保地域協議会の設立及び取組への支援											

書式変更: フォント: (英) MS 明朝

項目名	③ 障害者の消費者被害の防止策の強化	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--------------------	------	-------------

表の書式変更

書式変更: 文字間隔広く 0.3 pt

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>地方消費者行政強化のための交付金等を活用し通じて、消費生活センター等におけるファックスやメール等での消費生活相談の受付や、消費生活相談員等が障害者への理解を深めるための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図るとともに、消費者安全確保地域協議会の設置促進により、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する見守り体制の構築を推進する。</p> <p>障害者に対する情報提供等を行う際には、字幕・音声等の活用、<u>タブレットの活用</u>、ウェブサイトにおける音声読み上げソフトへの対応、弱視・色覚障害者への配慮等の取組を進める。</p> <p>国民生活センターのウェブサイトの音声読み上げソフトへの対応、弱視、色覚障害者への配慮等を講じ、「くらしの豆知識」のデイジー版の作成・配布を継続するとともに、「見守り新鮮情報」等の他の媒体においても、障害者や障害者を見守る方を対象とした情報提供を実施する。また、障害者の消費者被害の防止等に関する取組を推進するため、国民生活センターにおいて、消費生活相談員や行政職員等を対象とした研修の充実を図る。</p>
------	---

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①消費生活センター等における体制整備や取組の状況</p> <p>②ウェブサイト等による障害者及び障害者を見守る方に配慮した情報提供の実施状況</p> <p>③該当講座の受講者等アンケート結果における満足度</p> <p>【目標】</p> <p>①より多くの高齢者・障害者に対する消費生活センターの周知及び円滑な相談対応を図るための方策について検討</p> <p>②障害者及び障害者を見守る方に配慮した情報提供を目指す。</p> <p>③5段階評価中平均4以上を目指す。</p> <p>【定義】</p> <p>③ <math>((5 \times \text{人数} a) + (4 \times \text{人数} b) + (3 \times \text{人数} c) + (2 \times \text{人数} d) + (1 \times \text{人数} e)) \div (a+b+c+d+e)</math></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センター等における障害者から消費生活相談への対応のための体制整備・取組の推進</li> <li>障害者及び障害者を見守る方に配慮した情報提供の実施</li> <li>障害者の消費者被害防止等のための研修の実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>上記取組の成果を踏まえ更なる支援策を検討</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センター等における障害者から消費生活相談への対応のための体制整備・取組の推進</li> <li>障害者及び障害者を見守る方に配慮した情報提供の実施</li> <li>障害者の消費者被害防止等のための研修の実施</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	上記取組の成果を踏まえ更なる支援策を検討	令和5年度		令和6年度	
	年度	取組内容										
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センター等における障害者から消費生活相談への対応のための体制整備・取組の推進</li> <li>障害者及び障害者を見守る方に配慮した情報提供の実施</li> <li>障害者の消費者被害防止等のための研修の実施</li> </ul>											
令和3年度												
令和4年度	上記取組の成果を踏まえ更なる支援策を検討											
令和5年度												
令和6年度												

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

表の書式変更

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

結合されたセル

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

書式変更: フォント: (英) MS 明朝

分割されたセル

項目名	④ アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲーム依存症についての対策の推進	担当省庁	内閣官房、厚生労働省、消費者庁
-----	--	------	-----------------

表の書式変更

施策概要	<p>○ 内閣官房の取組</p> <p>ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発や相談・治療・回復支援等の取組を、地域において総合的かつ計画的に推進するために重要となる都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が各都道府県において速やかに策定されるよう促すなど、関係省庁と連携しながら、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定）に掲げられた施策を推進する。</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>消費生活センターを始めとする関係機関が参画し、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な支援を受けられるようにすることや関係機関の相互連携による普及啓発を進めることを目的とした、地域における連携協力体制の整備促進等を図る。依存症対策全国センターのポータルサイト等を通じて、依存症の正しい知識の普及や、相談窓口・専門医療機関等の情報提供などを行う。</p> <p>ゲーム依存症について、関係府省庁及び関係機関等で構成される「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」を開催し、ゲーム依存症の認識を高めるとともに、課題や対策等を共有する。<u>施策の検討に当たっては、広く有識者や関係機関からの意見を聞きながら進める。</u></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>ギャンブル等依存症対策推進基本計画等に基づき、多機関の連携・協力の下で重層的かつ多段階的な取組を総合的に推進していく一環として、関係府省庁等との連携を確保しつつ、以下の取組を実施する。なお、その際、<u>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援を強化する観点を考慮するとともに、これらの者を支援する民間団体と連携し効果的な取組とする。</u></p> <p>①消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な消費生活相談への対応を確保するための地方公共団体の取組に対する支援</li> <li>・国民生活センターにおける消費生活相談員向けの研修の実施</li> <li>・消費生活相談員向けの対応マニュアル（平成31年令和2年3月公表改訂）の必要に応じた改訂</li> </ul> <p>②ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意喚起・普及啓発資料（平成31年令和2年3月改訂）の必要に応じた更新</li> <li>・消費者庁ウェブサイト内の特設ページの随時の更新及び閲覧の促進等</li> </ul> <p>③地域における普及啓発の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体向けの啓発用資料のサンプル（平成31年2月公表）の活用促進等</li> <li>・地方公共団体による取組事例の周知等</li> </ul>
------	---

	<p>・地方公共団体等からの依頼に応じたの施策紹介</p> <p>④青少年等に対する普及啓発の推進</p> <p>・青少年向け啓発用資料（平成30年11月公表）の必要に応じた更新等</p> <p>・消費者月間等と連携しての青少年向け啓発用資料の周知</p> <p>⑤国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査</p>																										
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p><del>—(目標)—</del></p> <p>→ギャンブル等に関連すると思われる消費生活相談の件数：<del>(令和元年度：算出中)</del></p> <p>→(目標)</p> <p>消費者庁ウェブサイト内の特設ページへのアクセス数が年度平均で月間5,00013,500</p> <p>アクセスを超過するようにする（平成31年3月：15,400・令和元年度月平均：11,380アクセス）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 内閣官房の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">ギャンブル等依存症対策推進基本計画に掲げられた施策の推進</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備や民間団体への支援等を推進</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・各種資料の周知等の実施 ・各種資料の更新等の検討等</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="2">※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	ギャンブル等依存症対策推進基本計画に掲げられた施策の推進	令和3年度	令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備や民間団体への支援等を推進	令和3年度	令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	・各種資料の周知等の実施 ・各種資料の更新等の検討等	令和3年度	令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時	令和5年度
年度	取組内容																										
令和2年度	ギャンブル等依存症対策推進基本計画に掲げられた施策の推進																										
令和3年度																											
令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。																										
令和5年度																											
令和6年度																											
年度	取組内容																										
令和2年度	相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備や民間団体への支援等を推進																										
令和3年度																											
令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。																										
令和5年度																											
令和6年度																											
年度	取組内容																										
令和2年度	・各種資料の周知等の実施 ・各種資料の更新等の検討等																										
令和3年度																											
令和4年度	※ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、基本的には令和3年度までを各施策の取組対象期間と想定していることから、現時																										
令和5年度																											

書式変更: インデント: 左: 0 mm

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

	令和6年度	点では、令和4年度以降の取組の方向性は未定。	
項目名	⑤ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備	担当省庁	内閣府

書式変更: タブ位置: 6字, 左揃え

表の書式変更

<p>施策概要</p>	<p>○ 内閣府の取組</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）（平成30年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、新たなインターネット接続機器・サービス等への対応、青少年・保護者等に対する普及啓発の強化、インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策など、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。</p>										
<p>KPI・今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）における3本柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進</li> <li>・子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援</li> <li>・SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の促進</li> </ul> <p>（目標）</p> <p>低年齢層の子供の保護者に向けた普及啓発、SNS利用時の安全行動等の啓発等に積極的に取り組み、フィルタリング利用率の向上を目指す。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 内閣府の取組</p> <table border="1" data-bbox="352 1205 1042 1415"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進。										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											
<p>項目名</p>	<p>⑥ 「多重債務問題改善プログラム」の実施</p>	<p>担当省庁</p>	<p>金融庁、消費者庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内</p>								

書式変更: フォント: 10 pt

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

表の書式変更

書式変更: フォントの色: 赤

書式変更: 標準, インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 1 字

			閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省、関係府省庁等
--	--	--	-----------------------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>多重債務問題の解決のために、次の1) から4) までの取組を柱とする多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会においてフォローアップを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化</li> <li>2) 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供</li> <li>3) 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化</li> <li>4) ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化</li> </ol>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数（令和元年9月2年3月末時点：9.46万人）</p> <p>※出典：株式会社日本信用情報機構公表資料</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 関係府省庁等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">多重債務問題改善プログラムの着実な実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	多重債務問題改善プログラムの着実な実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	多重債務問題改善プログラムの着実な実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進	担当省庁	厚生労働省
-----	-----------------------	------	-------

<p><b>施策概要</b></p>	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。</p>											
<p><b>KPI・今後の取組予定</b></p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数（平成 30 年度：237,665 件）</li> <li>・任意の法定事業の実施率（平成 30 年度：就労準備支援事業：48%、家計改善支援事業：45%、一時生活支援事業：31%、子どもの学習支援事業：59%）</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" data-bbox="363 871 1007 1126"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td rowspan="2">・生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進 ・就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国の実施の促進</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>→生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>な</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	・生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進 ・就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国の実施の促進	令和 3 年度	令和 4 年度	→生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な	令和 5 年度	な	令和 6 年度	実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進
年度	取組内容											
令和 2 年度	・生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進 ・就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国の実施の促進											
令和 3 年度												
令和 4 年度	→生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な											
令和 5 年度	な											
令和 6 年度	実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進											

表の書式変更

(4) 消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備

項目名	① 消費者団体訴訟制度の推進	担当省庁	消費者庁
-----	----------------	------	------

施策概要

○ 消費者庁の取組

消費者団体訴訟制度の周知・広報と併せて、制度の担い手となる適格消費者団体及び特定適格消費者団体（以下この項目において「適格消費者団体等」という。）の適正な認定・監督を行う。

また、適格消費者団体等に対する支援の取組として、適格消費者団体等を支援する民間基金の周知・広報、認定NPO法人制度の活用等の促進等による適格消費者団体等に対する寄附の促進等の財政的な自立に資する支援を実施するとともに、~~「地方消費者行政強化のための交付金」の活用等によるを通じて~~、適格消費者団体等の設立に向けた取組の支援を実施する。デジタル・ガバメントの推進の観点から、官民双方の事務負担を軽減するために適格消費者団体等の認定の申請に係る事項の変更の届出のオンライン化等を実現するとともに、消費者団体訴訟制度の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）上の手続のIT化の検討を進める。

さらに、~~消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）~~附則第5条の規定に基づき、同法の施行状況を踏まえ制度の見直しの検討を進める。

表の書式変更

書式変更: インデント: 最初の行: 0字

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消費者団体訴訟制度の認知度（令和元年度：22.6%）</li> <li>② 適格消費者団体の認知度（令和元年度：25.2%）</li> <li>③ 特定適格消費者団体の認知度（<del>平成29</del>令和元年度：20.7%）</li> <li>④ 適格消費者団体と差止請求の相手方との間で一定の結論が得られた件数（令和元年度：56件）</li> <li>⑤ 特定適格消費者団体の認定件数（令和元年度3月末時点：3団体）</li> </ul> <p>（目標） 令和6年度までに、①40%、②30%、③25%、⑤4団体 毎年度、④50件とすることを目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>【①～③の認知度】 消費者意識基本調査の問（①不当な契約条項の使用や根拠のない広告の使用等の事業者の不当な行為を訴訟等によりやめさせることができる消費者団体（適格消費者団体）があること、②事業者の不当な行為によって生じた被害金額を訴訟により取り戻すことができる消費者団体（特定適格消費者団体）があること、③消費者団体が、訴訟等により、事業者の不当な行為をやめさせる、あるいは、被害金額を取り戻すことができる制度（消費者団体訴訟制度）があること）に「知っている」と回答した人の割合。</p> <p>【④の件数】 消費者契約法第23条第4項第4号から第9号まで及び第11号の規定による適格消費者団体からの報告を受け、（一）差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）、（二）裁判外の和解及び（三）（二）以外で適格消費者団体が差止請求について相手方との協議が調ったと認められる事案の概要等について、同法第39条第1項に基づき消費者庁ウェブページにおいて公表しているところ、当該公表の件数。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・適格消費者団体等の適正な認定・監督、適格消費者団体等に対する支援に関する取組</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">・民事裁判手続のIT化の議論を踏まえた消費者裁判手続特例法上の手続のIT化の検討（令和2～3年度）・必要な措置の実施（令和4年度～） ・消費者裁判手続特例法の見直しに向けた検討会の開催、検討会の取りまとめ及び取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施 <del>（令和2年度～）</del></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・適格消費者団体等の適正な認定・監督、適格消費者団体等に対する支援に関する取組	令和3年度	令和4年度	・民事裁判手続のIT化の議論を踏まえた消費者裁判手続特例法上の手続のIT化の検討（令和2～3年度）・必要な措置の実施（令和4年度～） ・消費者裁判手続特例法の見直しに向けた検討会の開催、検討会の取りまとめ及び取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施 <del>（令和2年度～）</del>	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・適格消費者団体等の適正な認定・監督、適格消費者団体等に対する支援に関する取組									
令和3年度										
令和4年度	・民事裁判手続のIT化の議論を踏まえた消費者裁判手続特例法上の手続のIT化の検討（令和2～3年度）・必要な措置の実施（令和4年度～） ・消費者裁判手続特例法の見直しに向けた検討会の開催、検討会の取りまとめ及び取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施 <del>（令和2年度～）</del>									
令和5年度										
令和6年度										

項目名	② 製造物責任法の適切な運用確保に向けた環境整備に関する裁判例の収集・分析等	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

書式変更: フォント: MS ゴシック

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>製造物責任法（平成6年法律第85号）に関する裁判例を収集・分析した上で、論点別に裁判例を抽出・整理・公表する取組を行う。また、新たな論点等について、逐条解説の改訂、その他の情報提供を必要に応じて行う。</p>												
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>訴訟情報の更新回数（令和元年度は令和2年3月更新）</p> <p>（目標）</p> <p>製造物責任法に関する裁判例を取りまとめ、消費者庁ウェブサイトの訴訟情報を毎年度1回更新する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>製造物責任法に関する裁判例を取りまとめ、訴訟情報を<u>毎年度</u>更新するとともに、逐条解説の改訂、<u>と</u>その他の情報提供を必要に応じて行うなど、消費者庁ウェブサイトの充実化を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度		令和3年度	製造物責任法に関する裁判例を取りまとめ、訴訟情報を <u>毎年度</u> 更新するとともに、逐条解説の改訂、 <u>と</u> その他の情報提供を必要に応じて行うなど、消費者庁ウェブサイトの充実化を図る。	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
年度	取組内容												
令和2年度													
令和3年度	製造物責任法に関する裁判例を取りまとめ、訴訟情報を <u>毎年度</u> 更新するとともに、逐条解説の改訂、 <u>と</u> その他の情報提供を必要に応じて行うなど、消費者庁ウェブサイトの充実化を図る。												
令和4年度													
令和5年度													
令和6年度													

項目名	③ 消費者に関する法的トラブルの解決 ※SDGs 関連：関連目標 16	担当省庁	法務省
-----	--	------	-----

表の書式変更

施策概要	<p>○ 法務省の取組</p> <p>日本司法支援センターにおいて、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務問題等の法的トラブルを抱えた方に対し、問合せ内容に応じた最適な法律制度や相談窓口に関する情報を無料で提供する情報提供業務を実施する。</li> <li>・多重債務等の問題を抱えた資力の乏しい方を対象に、弁護士及び司法書士による無料法律相談や、訴訟代理費用等の立替えを行う民事法律扶助による援助を行う。</li> </ul>												
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①情報提供業務：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンター問合せ件数 (令和元年度： 296,912 件、うち多重債務問題を含む金銭の借入れに関する問合せ：39,427 件) (令和元年12月31日時点)</li> <li>・事故情報データベースシステムへの登録件数</li> </ul> <p>②民事法律扶助業務：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務問題に係る法律相談援助件数 (令和元年度： 89,869 件) (令和元年12月31日時点)</li> <li>・多重債務問題に係る代理援助・書類作成援助件数 (令和元年度： 46,817 件) (令和元年12月31日時点)</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 法務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>&lt;関係機関・団体との連携・協力関係の構築&gt;</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会の開催等</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>協議会の開催等</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>&lt;民事法律扶助業務の周知&gt;</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による民事法律扶助業務の周知</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<関係機関・団体との連携・協力関係の構築>	令和3年度	消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会の開催等	令和4年度	協議会の開催等	令和5年度	<民事法律扶助業務の周知>	令和6年度	日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による民事法律扶助業務の周知
年度	取組内容												
令和2年度	<関係機関・団体との連携・協力関係の構築>												
令和3年度	消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会の開催等												
令和4年度	協議会の開催等												
令和5年度	<民事法律扶助業務の周知>												
令和6年度	日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による民事法律扶助業務の周知												

項目名	④ 消費者紛争に関するADRの実施	担当省庁	消費者庁

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに、消費者紛争についてADR（裁判外紛争解決手続）を実施する地方公共団体及び民間ADR機関との連携を図る。</p> <p>また、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめ等を踏まえた国民生活センター紛争解決委員会の強化について検討を行う。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>① ADR 手続における和解率（平成30年：67.9%）</p> <p>② 申請日から手続終了までの日数（平成30年：92.3日）</p> <p>（目標）</p> <p>① 和解率：60%以上を維持する。</p> <p>② 申請日から手続終了までの日数：95日以内を維持する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">国民生活センターにおける適切なADRの実施（手続の簡素化、開催場所等の柔軟化等を含む。）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	国民生活センターにおける適切なADRの実施（手続の簡素化、開催場所等の柔軟化等を含む。）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容							
令和2年度	国民生活センターにおける適切なADRの実施（手続の簡素化、開催場所等の柔軟化等を含む。）								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									
項目名	⑤ 金融ADR制度の円滑な運営	担当省庁	金融庁						

表の書式変更

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関等の連携の強化を図る。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<b>【KPI】</b> 指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）														
	<b>【今後の取組予定】</b> ○ 金融庁の取組														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・金融ADR制度の円滑な実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>解決機関等の連携強化</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度		令和3年度	・金融ADR制度の円滑な実施	令和4年度	・金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争	令和5年度	解決機関等の連携強化	令和6年度			
年度	取組内容														
令和2年度															
令和3年度	・金融ADR制度の円滑な実施														
令和4年度	・金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争														
令和5年度	解決機関等の連携強化														
令和6年度															
項目名	⑥ 商品先物 ADR 制度の円滑な運営	担当省庁	経済産業省、農林水産省												

施策概要	○ 経済産業省、農林水産省の取組 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）に基づき紛争解決等業務を行っている日本商品先物取引協会において、標準処理期間の短縮（6か月から4か月まで）や事業者に対する関係資料の提出義務付けなどの委託者保護に係る取組を踏まえ、引き続き、紛争の迅速な解決を図るとともに、新規顧客などに対する商品先物分野における裁判外紛争解決制度の周知などを行うことにより、当該制度の円滑な実施を図る。		
------	---	--	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理手続（令和元年度：2件（令和2年2月29日時点））</li> <li>・紛争解決手続（令和元年度：10件（令和2年2月29日時点））</li> </ul> <p>（目標） 日本商品先物取引協会の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）</p> <p>（定義） 日本商品先物取引協会が集計されている。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省、農林水産省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">商品先物取引に関する紛争の迅速な解決及び制度の周知を行う。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	商品先物取引に関する紛争の迅速な解決及び制度の周知を行う。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容									
令和2年度	商品先物取引に関する紛争の迅速な解決及び制度の周知を行う。										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											
項目名	⑦ 住宅トラブルに関するADRの実施	担当省庁	国土交通省								

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、住宅性能表示を受けた住宅及び保険を付した新築住宅について、ADRを実施するとともに、「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、住宅トラブルに関するADR等の広報の充実等を図る。その他、基礎ぐい工事問題・リフォームトラブルに関しても電話相談及び専門家相談を受け付ける。</p> <p>また、建設業法に基づく建設工事紛争審査会においても、建設工事の請負契約に関する紛争のADRを引き続き実施する。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b> ADR 周知のためのダイレクトメール実施回数（令和元年度：1回） <b>（目標）</b> 保険付き住宅取得者向けに、制度周知のためのダイレクトメール送付を年1回継続する。対象者は送付先住所が把握できる保険付き住宅の取得者向けとし、5年に1回を目安に送付できるよう毎年の送付対象者を選定する。 <b>（定義）</b> 公益財団法人住宅紛争処理・支援センターからの実施報告により、実績を把握する。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b> ○ 国土交通省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事の請負契約に関する ADR の実施</li> <li>・保険付き住宅取得者向け DM 送付（住宅取得後1年目、6年目、10年目の取得者を選定）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事の請負契約に関する ADR の実施</li> <li>・保険付き住宅取得者向け DM 送付（住宅取得後1年目、6年目、10年目の取得者を選定）</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事の請負契約に関する ADR の実施</li> <li>・保険付き住宅取得者向け DM 送付（住宅取得後1年目、6年目、10年目の取得者を選定）</li> </ul>										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											
項目名	⑧ IT・AI を活用した民事紛争解決の 利用拡充・機能強化	担当省庁	内閣官房、法務省、 消費者庁、関係府省 庁等								

書式変更: フォント: MS ゴシック

**施策概要**

**○ 内閣官房、法務省の取組**

紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する「ODR活性化検討会」における検討結果を踏まえて、IT・AIを活用した ODR などの民事紛争解決の利用拡充に向けた官民一体となった取組を進める。

**○消費者庁の取組**

内閣官房により開催された「ODR活性化検討会」での議論の経過等を踏まえ、各地域の消費生活センターにおいて SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行等を進める。

次期 PIO-NET の刷新に際し、AI 技術等を活用したチャットボット機能や、相談情報の登録時のキーワード付与機能を実証実験による実現可能性を検証した上で、導入に向けて取り組む。また、次々期の PIO-NET の刷新に向け、新しい技術の活用などについて検討する。

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 令和元年度、内閣官房において開催した「ODR 活性化検討会」の取りまとめ等を参考に今後検討。											
	【今後の取組予定】											
	○ 内閣官房の取組											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する基本方針の推進</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する基本方針の推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	年度	取組内容										
	令和2年度	IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する基本方針の推進										
	令和3年度											
	令和4年度											
	令和5年度											
	令和6年度											
○ 消費者庁の取組												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行</li> <li>・次期PIO-NET の刷新の実施に向けた準備</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行</li> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験</li> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発</li> <li>・次々期次期PIO-NET の刷新に向けた検討の実施</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験</li> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発</li> <li>・次々期PIO-NET の刷新に向けた検討実施</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行</li> <li>・次期PIO-NET の刷新の実施に向けた準備</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援</li> </ul>	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行</li> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験</li> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発</li> <li>・次々期次期PIO-NET の刷新に向けた検討の実施</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援</li> </ul>	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験</li> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発</li> <li>・次々期PIO-NET の刷新に向けた検討実施</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援</li> </ul>	令和5年度		令和6年度	
年度	取組内容											
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行</li> <li>・次期PIO-NET の刷新の実施に向けた準備</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援</li> </ul>											
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行</li> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験</li> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発</li> <li>・次々期次期PIO-NET の刷新に向けた検討の実施</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援</li> </ul>											
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験</li> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能や相談情報の登録時のキーワード付与機能等のための実証実験を踏まえ設計・開発</li> <li>・次々期PIO-NET の刷新に向けた検討実施</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援</li> </ul>											
令和5年度												
令和6年度												

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: フォント: 10.5 pt

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

表の書式変更

分割されたセル

書式変更: 両端揃え

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1.1 字, 最初の行: -1.1 字

結合されたセル

分割されたセル

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字